

大阪府動物愛護推進員設置要綱

（設置）

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）

第38条第1項の規定に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進を図るため「大阪府動物愛護推進員」（以下「推進員」という。）を設置する。

（推進員の活動）

第2条 推進員は、動物の適正飼養の普及や動物愛護精神の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について府民の理解を深めること。
 - 二 府民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関して必要な助言をすること。
 - 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、猫等の動物の適正な飼養と愛護の推進のために国又は大阪府が行う施策に必要な協力をすること。
 - 五 災害時において、国又は大阪府が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。
- 2 推進員が活動を行う場合には、適正な飼養等について助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーを保護し、公平かつ公正な対応を行うものとする。
- 3 推進員は、大阪府が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正な飼養と愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

（委嘱等）

第3条 知事は、大阪府動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を構成する団体（大阪府動物愛護推進協議会設置要綱第三条第一項第一号に規定する協議会委員の推薦母体となる団体）の長（以下「団体の長」という。）及び大阪府動物愛護管理センター所長（以下「センター所長」という。）が推薦する者のうち、適当と認める者に推進員を委嘱し、委嘱状（様式1号）及び「大阪府動物愛護推進員証」（様式2号）（以下「推進員証」という。）を交付する。

- 2 団体の長は当該団体に属する者の中から、センター所長は大阪府内在住の者の中から、府内で推進員の活動ができ、かつ、動物愛護の推進に熱意と識見を有する者の中から、推進員として適当と認めた者を所定の様式（様式3号）により推薦するものとする。
- 3 協議会は、前項に該当する者以外で推進員として適当と認めた者を、知事に推薦することができる。この場合の委嘱手続は前2項の規定を準用する。
- 4 推進員の任期は、任命の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 推進員が第2条の規定による活動に従事するときは、推進員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 推進員の任期が満了した場合は、推進員証を知事に返納しなければならない。

（推進員証の再交付等）

第4条 推進員は、推進員証を破り、汚し、又は失ったときは、推進員証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による推進員証の再交付の申請は、所定の様式（様式4号）を知事に提出することにより行わなければならない。この場合においては、破り、又は汚した推進員証を添付しなければならない。

3 推進員は、第1項の規定により推進員証の再交付を受けた後において失った推進員証を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

（推進員の解嘱）

第5条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期中であっても解嘱することができる。

一 推進員の活動範囲を著しく超え、再三にわたる知事の指導に従わない場合

二 推進員としてふさわしくない行為をしたと知事が認めた場合

三 本人から解嘱の申出があった場合

四 推進員としての責務を果たせなくなった場合

五 各団体の長又はセンター所長から解嘱の申し出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解嘱された場合は、交付した推進員証を知事に返納しなければならない。

（報償費等）

第6条 推進員活動に対する報償費及び活動に要した諸費用については、支給しない。

（報 告）

第7条 各団体の長及びセンター所長は、推薦を行った推進員の各事業年度の活動実績について、各事業年度の翌年度の5月31日までに知事に報告するものとする。

（庶 務）

第8条 推進員に関する庶務は、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課において行う。

（事業年度）

第9条 推進員の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるほか、推進員の活動に関して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年11月8日から施行する。
- 2 本要綱施行当初における推進員の活動年度は、第八条の規定にかかわらず、推進員の委嘱日から平成15年3月31日とする。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
2 この要綱を施行した年度に委嘱した推進員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、推進員の委嘱期間は平成29年3月31日とする。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

[様式 1 号]

委 嘱 状

○ ○ ○ ○ 様

あなたに大阪府動物愛護推進員を委嘱しま
す

年 月 日

大阪府知事 ○ ○ ○ ○

[様式 2 号]

様式 2 号

年 月 日交付第 号

大阪府動物愛護推進員証

氏名

上記の者は、動物の愛護及び管理に関する法律の規定による大阪府動物愛護推進員であることを証する

年 月 日まで有効



大阪府知事 ○○○○

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)抜粋
(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受けさせる機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。

[様式 3 号]

年 月 日

大阪府知事 氏 名 様

所在地

推薦者 団体名

代表者氏名

大阪府動物愛護推進員候補者の推薦について

標記について、大阪府動物愛護推進員設置要綱第 3 条の規定に基づき、別紙候補者名簿のとおり、大阪府動物愛護推進員候補者を推薦します。

添付書類 1 大阪府動物愛護推進員候補者名簿

(別 紙)

大阪府動物愛護推進員候補者名簿

団体名

[illegible]

[様式 4 号]

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

申請者 氏 名
住 所 〒
電話番号

大阪府動物愛護推進員証再交付申請書

大阪府動物愛護推進員証の再交付を申請します。

記

1 動物愛護推進員名	
2 住所	電話番号
3 委嘱年月日	年 月 日
4 委嘱番号	
5 再交付を申請する理由	☐ 動物愛護推進員証の亡失・滅失 ☐ 動物愛護推進員証の汚損・破損 ☐ その他 ()
6 備 考	

再交付を申請する理由が「動物愛護推進員証の汚損・破損」の場合、その推進員証を添付すること。